

諸伝にみる建永の法難(一)

——住蓮房・安樂房を中心として——

伊藤 正 順

一、本稿の目的

住蓮房・安樂房らが処刑、法然上人が讃岐国、親鸞聖人が越後国に流罪となる、いわゆる建永の法難(建永二年(一二〇七))については、法然上人の伝記類や、『皇帝紀抄』、『明月記』、『愚管抄』、『三長記』などの日記や史論書の中で窺い知ることができる。正治二年(一二〇〇)五月十二日の念仏禁令にはじまる幾多の法難(弾圧)の中で、本稿において取りあげる建永の法難は、現在でも説教を通じて盛んに語り継がれている。その内容は、先に挙げた諸文献にみられる内容を軸に、後鳥羽上皇の寵姫(松虫姫・鈴虫姫)が剃髪出家するという悲哀に満ちた色合いを濃くし、いわゆる女人往生を強調する談義本を典拠にして語られているようである。^①

本論文では、建永の法難について、今後、談義本類を調査していく上で、まずはじめに、井川定慶氏が集解された『法然上人伝全集』^②に収録されている、およそ鎌倉時代から室町時代にかけて成立した諸伝を照合することによって、各々の伝記にみられる建永の法難の記述の特徴を示すと同時に、住蓮房・安樂房の処刑に関わる真相について考察してみたい。

諸伝にみる建永の法難(一)

二、住蓮房・安樂房について

はじめに、建永の法難の中心人物である住蓮房と安樂房について触れてみることにする。住蓮房と安樂房の生い立ちについては、共に決定的に断定することはできないが、諸伝を繙くと次のようにある。⁽³⁾

まず、住蓮房について『近江輿地誌』卷六十には、「住蓮房は源頼親が苗裔、実遍が子なり」⁽⁴⁾とある。また『尊卑分脈』によれば、清和源氏の後裔で、父は陸奥寺主実遍の子と記されている。⁽⁵⁾ また『正源明義鈔』卷六第五によれば、「伊勢の次郎左衛門清原信国」⁽⁶⁾とある。

一方、安樂房については『正源明義鈔』卷六第五に、「後白河院の北面に安部の判官盛久としてはんべりしが出家して安樂房と名付く」⁽⁷⁾とあり、『愚管抄』卷六には、「泰経入道のもとにある侍」⁽⁸⁾とある。また『勅伝』卷十一には、「外記入道師秀の子」⁽⁹⁾とあり『諸家系図纂』二十七には、師秀の子で師廣と記されている。⁽¹⁰⁾

このように両上人とも生年月日などは不明であるが、高貴の出身ではないにしろ由緒のある家系であることは間違いない。中流家庭の多感な青年がひとたび法然上人の人格の前にひれ伏すと同時に、その教えを信奉し、専修念佛を標榜し、教線拡張の急先峰となったのである。

法然上人の膝下には、文治六年（一一九〇）二月の東大寺における『浄土三部経』の講説を契機に多くの弟子が入門したといわれるが、住蓮房と安樂房の二人も早くより師の室に参じたようである。

『勅伝』その他には、建久三年（一一九二）の秋に見佛が八坂の引導寺で、後白河法皇の追善菩提のために六時礼

讃を修したことが記されている。『勅伝』卷十には、

法皇崩御の後、かの御菩提の御ために、建久三年秋のころ、大和前司親盛入道法名、八坂の引導寺にして、心阿弥陀仏調声し、住蓮、安樂、見仏等のたぐい助音して、六時礼讃を修し、七日念仏す、(中略)これ六時礼讃苦行のはじめなり。⁽¹¹⁾

とあるように、建久三年の秋に六時礼讃が始まったと伝えている。

また、『徒然草』二二七段には、

六時礼讃は法然上人の弟子安樂といひける僧經文を集めて作りて勤めにけり。⁽¹²⁾

とあり、『勅伝』卷三十三にも、

住蓮安樂のともがら六時礼讃をつとむ。さだまれる拍子なく、おのおの哀歎悲喜の音曲のなすさま、めづらしくたうとかりけれ。⁽¹³⁾

とあるように、善導大師の礼讃文に譜曲を附して、美しい音声をもって、あたかも迦陵頻伽が昼夜六時に念仏法僧と自然説法するかのように、迷妄の人々を念仏門に帰せしめたのである。

さて、住蓮房・安樂房の出家の時期は、諸伝の中に見出すことはできない。両上人の名が文献に最も古い年号として示されるのは、先出した『勅伝』の「六時礼讃苦行のはじめなり」とある建久三年の秋のことである。

また、『漢語燈録』の「逆修説法」の末尾には、

右ノ六ヶ條ハ是レ外記禪門安樂房遺書修ムルノ七七日逆修之時以テ上人ヲ為ニ前ノ六会ノ導師ト。⁽¹⁴⁾

とあるように、安樂房の父の外記入道師秀が建久五年(一一九四)に逆修説法を修し、その六会の導師として法然

上人を招待したと記されている。このことから判断すると、父師秀がこのような志を起こすまでに到った動機、あるいは法然上人と結縁を深くさせる素因をなしたのが、その子師廣、つまり安樂房ではなかったであろうか。そうになると、建久三年より相当以前に法然上人の門下に馳せ参じたことになる。成立年代はかなり後世になると思われるが、隆寛作と伝えられる『法然上人秘伝』に記される住蓮房が「生年三十九歳ニシテ切ラレヌアハレナリシ事」の記述から逆算すると、住蓮房は嘉応元年（一一六九）頃に誕生し、二十歳前後（遅くても二十三才）に出家していることになる。『正源明義鈔』卷六第五には、

たがひに在俗のときも申し承はり一所の傍輩たりしがおくれさきだつことを歎き終焉のきざみにはひとつはちすと契りたりけるが¹⁶

と記されていることから判断すれば、安樂房も住蓮房と同年同輩の頃に出家したと思われる。

三、法難の時期区分とその特徴

専修念仏教団への法難（弾圧）は、正治二年五月十二日の幕府による念仏禁令にはじまり、延応二年（一二四〇）の延暦寺の大衆僉議をもって一応終局したと考えられているが、平雅行氏によれば、度重なる法難（弾圧）はその性格により三期に区分されるとしている。¹⁷

第一期は元久二年（一二〇五）以前とする。この時期の特徴として、「山門と法然との間で交渉が行なわれているだけで、朝廷・他宗は基本的に関与して」おらず、「弾圧問題はあくまで山門内部の問題に止まっていた」と指摘

している。

第二期は、元久二年から建永二年の「密通事件」の発覚までとする。この時期は「朝廷に対し『前代未聞』の『八宗同心之訴訟』が行なわれ、専修念仏停止が国家的な問題」となりつつも「朝廷・貴族が弾圧に積極的な態度をみせていないこと」に特徴があるとしている。

第三期は、建永二年以降としている。この時期の特徴は、「同（建永二年）二月の宣下によって専修念仏は『天魔』『仏法弘通之怨讐』とされ、今後は『有司之怠慢』として密かに興行することはあっても、公的には存在を許されない異端として位置づけられた¹⁸」としている。

四、建永の法難の位置

このように各時期によって特徴がみられるが、この時期区分から判断すると、住蓮房・安樂房を中心とする建永の法難は、第二期から第三期へと移行する過渡期であったことがわかる。つまり、専修念仏の問題が北嶺及び南都から八宗全体へ移行し、法然上人らが、『送山門起請文』を捧げた頃から情勢は次第に緊迫化した。『勅伝』卷三十一には「其後興福寺の鬱陶猶やまず」とあるように、¹⁹元久二年九月、興福寺からは九ヶ條の長文の奏状（いわゆる『興福寺奏状』）を朝廷に示し、七道諸国の専修念仏を停止し、法然上人および門弟たちに罪科を訴え出ている。しかし当時、専修念仏教団が問題となっているのは、法然上人の本懐に背いて、咎を破戒にかえりみないような門弟の浅智によるのであって、偏執は禁止するが刑罰を加えないとするのが朝廷の立場であったようである。²⁰しか

し、この宣下に不満な興福寺は、翌年二月に宣旨の改訂と法然上人ならびに住蓮房・安樂房をはじめ一念義の幸西・行空らの処分を要求し、交渉の結果、朝廷は宣旨の改訂と安樂房・行空の配流を認めたのである。この様子を時の奉行であつた三條長兼の『三長記』をみると、元久三年二月十四日の條に、

新宰相送教書^{院宣}曰ク法々ト安樂ノ兩人可^キ召^シ出^ス件、法々ト安樂ノ兩人ハ源空上人ノ一弟也。安樂房ハ者勸^ニ進^シ諸人ヲ、法々房ハ者立^ツ一念往生ノ義ヲ。仍^テ可^シ被^ル配^ニ流^セ此ノ兩人^一云^ニ。

とある。また、同年二月三十日の條には、

今朝源空上人ノ一弟子二人、為^レ弘^ニ通^セ念仏ヲ、依^テ謗^ル諸佛諸教ヲ、被^ル勘^ゼ罪名ヲ、宣^ニ下^シ中宮権大夫^ニ了^ヌ。

其ノ状如^シ此ノ、元久三年二月三十日ノ宣旨、沙門行空忽^チ立^ツ一念往生ノ之義ヲ。故^ニ勸^メ十戒毀化^ノ之業ヲ、恣^ニ謗^ル余仏ヲ、願^ヒ進^ニ其ノ念仏ノ行ヲ、沙門違西^ハ称^ニ專修^ヲ毀^ニ破^シ余教ヲ、任^ニ難執^ニ遏^ニ妨^ス衆善ヲ。宜^ク令^ニ明法博士^ヲ勘^ゼ申件^一人ノ罪名ヲ。藏人頭左中弁藤原長兼奉、件ノ兩人、違西^ハ者安樂房也。行空^ハ者法本房也。

於^テ行空^ニ者依^リ殊^ニ不當^{ナル}、源空上人放^シ一弟^一了^ヌ。

とある。一念義の行空は十戒を毀犯教化したことから法然上人の元から追放され、安樂房はどのような罪科が行なわれたか不明であるが、行空とともに南都興福寺の檜玉に挙げたことが窺える。しかし、その罪状は結局遲滞して安樂房と行空の配流は行なわれなかったらしい。

ところが、同年十二月、後鳥羽上皇が熊野詣の折、院の女房と住蓮房・安樂房とのいわゆる密通事件（女犯）が発覚するや、事態は急転回することになるのである。明くる建永二年二月九日、專修念仏僧の逮捕・拷問が行なわれ、二月二十八日には「嚴制五箇条裁許官符^{（23）}」が下り、住蓮房・安樂房・善緯房・性願房の四人が死罪に、法然

上人・親鸞聖人・証空上人ら八人が流罪となるのである。この時の官符は残っていないが、宣下の一節に、

頭密ノ両宗焦_シ丹府_ヲ而歎息ス、南北衆徒ハ捧_ニ白疏_ヲ而奮訴ス、誠_ニ是_レ可_レ謂_フ天摩障遮ノ之結構_ト。寧_ロ只_ゾ亦非_ニ仏

法弘通ノ之怨讐_ニ乎_五。

という厳しい内容をもっていた。

このように、当初は法難（弾圧）に対し法然上人側に同情的であつた朝廷・貴族も、いわゆる密通事件を境にして積極的な態度を示すようになると考えられるのである。

五、諸伝にみる建永の法難

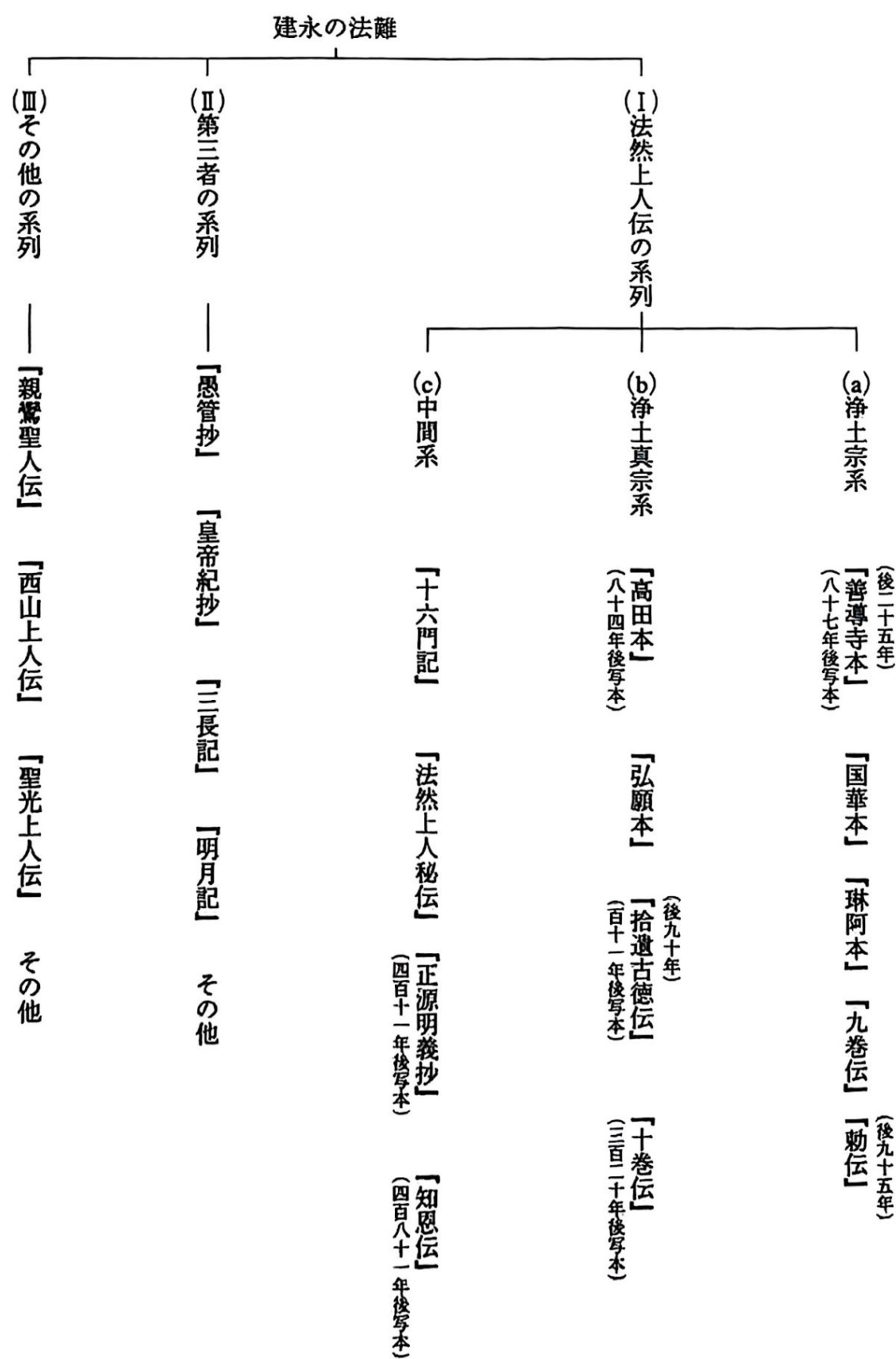
ア、諸伝の分類

さて、密通事件が発覚して、はじめて罪科が実行された建永の法難は、日本仏教史の中でも極めて稀有な出来事である。この法難については、法然上人やその他当時の上足の弟子の伝記の中に必ず取りあげられているので、幾多の伝記の中にみることが出来る。しかし、諸伝にみられる建永の法難、いわゆる密通事件の記述はまちまちで、必ずしも統一されてはいない。

この法難を調べやすくするために、『法然上人伝全集』をはじめ、身近な文献を内容的に仮に系統づけると、大きく三つに分類できる。まず、(Ⅰ)法然上人伝の系列については、①浄土宗系、②浄土真宗系、③中間系（いずれにも属し難い系統のもの）と、(Ⅱ)法然上人伝とは直接関係のない第三者の系列と、(Ⅲ)その他の系列（『親

諸伝にみる建永の法難(一)

『鸞聖人伝』や説話などに分類できる。これを図に示すと次のようになる。



本稿では、(Ⅲ)のその他の系列は法然上人伝と重複するので省略することにし、(Ⅰ)および(Ⅱ)の系列について検討していきたい。

イ、(Ⅰ)② 浄土宗系の法然上人伝

はじめに浄土宗系の法然上人伝を繙いてみると、『善導寺本』巻三、『国華本』下、『九卷伝』巻六上の三本の記述はほとんど同じである。仮に『九卷伝』巻六上によると、南都北嶺の碩徳や顕密両宗の法燈からの嗾訴がしきりに及んだところ、建永二年二月に念仏の行人に対して下った宣下に、

顕密ノ両宗焦シ丹府ヲ歎息ス、南北ノ衆徒ハ捧シ白疏ヲ而薺訟ス、誠ニ是レ可シ謂フ天魔障遮ノ之結構ト、寧ロ只シ非ニ仏法弘通ノ之怨讎ニ乎。遂に上人の門弟等いかなる事かありけん。咎を本師におほせて遠流に處せらる。⁽²⁵⁾

とある。つまり、建永の法難の中心的人物の名を挙げず、「上人の門弟等」として、しかも直接原因とされる密通事件に対しては「いかなる事かありけん」と記しているだけである。この点について、『善導寺本』⁽²⁶⁾、『国華本』⁽²⁷⁾も「不思議を示して」と記しているだけで具体的事項は示されていない。また、『琳阿本』も密通事件については全く触れてなく、『九卷伝』などとは前後の文章は異なるが、「不思議をしめして」⁽²⁸⁾と記しているだけである。

これらの伝記より少し後に成立した『勅伝』巻三十三には、

かくて南都北嶺の訴訟次第にとどまり、専修念仏の興行無為にすぐるところに、翌年建永元年十二月九日、後鳥羽院、熊野詣の臨幸ありき。そのころ上人の門徒、住蓮安楽等のともがら、東山鹿谷にして別時念仏をはじめ、六時礼讃をつとむ。さだまれるふし拍子なく、をのく哀歎悲喜の音曲をなすさま、めづらしくたうとか

りければ、聴衆おほくあつまりて、発心する人もあまたきこえしなかに、御所の御留守の女房出家の事ありける程に、還幸ののち、あしさまに譏し申人やありけん。おほきに逆鱗ありて、翌年建永二年二月九日、住蓮安樂を庭上にめされて、罪科せらるゝとき、安樂、見有修行起瞋毒、方便破壊競生怨、如此生盲闍提輩、毀滅頓教永沈淪、超過大地微塵劫、未可得離三途身の文を誦しけるに、逆隣いよいよさかりにして、官人秀能におほせて、六條川原にして安樂を死罪におこなはるゝ時、奉行の官人にいとまをこひ、ひとり日没の礼讃を行ずるに、紫雲そらにみちければ、諸人あやしみをなすところに、安樂申けるは、念仏数百遍のゝち、十念を唱へんをまちてきるべし。合掌みだれずして、右にふさば、本意をとげぬと知べしといひて、高声念仏数百反のゝち、十念みちける時きられけるに、いひつるにたがはず、合掌みだれずして右にふしにけり。見聞の諸人隨喜の涙をながし、念仏に帰する人おほかりけり⁽²⁹⁾。

とある。建永の法難を知る際に必ず挙げられる箇所であるが、密通事件の記述はなく、建永元年十二月九日後鳥羽上皇が熊野臨幸の折に、留守を預かる女房が秘かに出家したことが、やがて上皇の怒りとなったことが伝えられている。

このように、浄土宗系の法然上人伝では、密通事件の記述はなく、法難の原因については「いかなる事がありけん」、「不思議を示して」と示していることがわかる。

ウ、(I) ⑥ 浄土真宗系の法然上人伝

次に、浄土真宗系に流布した法然上人伝について考察してみる。「高田本」、「弘願本」では、建永の法難の記述

はほぼ同じである。仮に『高田本』によると、

隠岐の法皇御熊野詣のひまに、小御所の女房達つれぐをなぐさめんために、上人の御弟子蔵人入道安樂房は日本一の美僧なりければ、これをめしよせて、礼讃をさせてそのまぎれに燈明をけして、これをとらへて、種々の不思議の事どもありけり。法皇御下向のちこれをきこしめて、逆鱗のあまり、住蓮⁽³⁰⁾安樂二人おばやがて死罪におこなはれにけり。その余失なほやまずして上人のうえにおよび、建永二年二月二十七日、御年七十九⁽³²⁾、おほしめしもよらぬ遠流の事あり。権者の凡夫に同ずる時、かくのごとくのならひなり⁽³³⁾。

とある。『九卷伝』の「いかなる事かありけん」、「善導寺本」等の「不思議を示して」という内容について、『高田本』、『弘願本』⁽³⁴⁾では密通事件があつたかのように記している。そして「権者の凡夫に同ず」として讒訴が聞きとどけられた時、思いもよらない事件となつて現れてくるのだということを暗に読者に訴えている。

また、『拾遺古徳伝』になると、「住蓮安樂の処刑と其の奇瑞の図」を添えて次のようにある。

聖人、浄土真宗の興行ますく繁昌し、貴賤上下の帰依いよく純熟す。爰太上天皇^{号二後鳥羽院一諱尊成}今上^{号二土御門院一諱為仁}聖暦承元^{丁卯}仲春上旬の比、南北の学徒、顕密の棟梁、浄土の一門弘興、聖道の諸宗廃滅の因縁、この事にあり。すべからくその根本に付て空聖人を坐すべしといふことを僉議しつゝ、奏聞にをよぶ。そのうへ門弟の中に不慮の無実、内々にその聞ありければ、事の計会おりふしあしくて、南北の学徒の奏事左右なく勅許。すでに罪名の議定に及で、はやく遠流の勅宣をくだされけり。聖人の罪名藤井元彦男、配所土佐国^多春秋七十五、この外門徒、或は死罪、或は流罪、流罪の人々浄聞房^後禪光房澄西^伯好覚房^伊法本房^佐成覚房幸西^{阿波}善信房^後親鸞^後國府^四罪名藤井善信、善恵房^{但馬}正統申預之^大已上流罪師弟共八人。善綽房西意^於判官^{不知}実名^抄比、性願房、住蓮房、安樂房

諸伝にみる建永の法難(一)

已上於二近江國馬場二已上死罪四人。この人々誅せらるゝとき、面々に不可思議の奇瑞をあらはす。⁽³⁵⁾
位法印僧長沙門云云

とあるように、『高田本』、『弘願本』の「種々の不思議の事ども」が、『拾遺古徳伝』になると「不慮の無実」としてその内容がすり換えられている。しかも「不思議の奇瑞」という言葉をもつて往生の様相を示すと同時に、処刑と奇瑞の図を掲げて説明している。

ところが『十卷伝』巻七になると「住蓮・安樂被_レ行_セ斬刑ノ事」の見出しで次のようにある。

異学異見ノ之輩我慢偏執ナルガ故ニ可_レキ停ニ廢ス專修念仏一由、驚ニ天聴一頻ニ達スノ叡聞ニ之間、後鳥羽院有_ニテ勅許一逐ニ被_レ召一ニ捕_セ住蓮安樂ヲ畢シ。此ノ條非_ニ番山門衆徒ノ之鬱憤ニ聊カ讒臣誤_ルノ叡情一之故ナリ。尋_ニ其ノ濫觴一者太上天皇以_ニテ熊野御參詣ノ之隙一小御所ノ女房達招_ニ請_シ住蓮安樂等一為_ニ念仏聴聞一。還御ノ之後被_レ聞_ニ食_セ此ノ由一甚_テ以_ニテ有_ニ逆鱗一、自_レ此_レ以後念仏ハ者氣色背_ニキ叡襟一畢シ。就_レ中住蓮安樂ハ上人門弟ノ中隨分上足ノ弟子也。於_ニ其ノ身一全ク無過無犯ノ處、有_ニテ誹謗ノ之輩一致_ニスガ無実讒奏一故ニ、(中略)禪定殿下被_レ聞_ニ食_セ此ノ事一、以_ニテ使者一内々被_ニルノ欺_ジ申_セ之間、勅答_シテ云ク、是ノ山門衆徒ノ憤_リ也。自_レ今以後高声念仏ノ可_ニキ停止一由、進_ニメ誓狀一者可_レシ有_ニテ免許一之旨云。官人以_ニテ此ノ子細一仰含ノ之處、住蓮等申_シテ云ク、或等適_ニ逢_ニ彌陀ノ超世ノ本願一、此ノ度可_レシ逐_ニ出離生死ノ之望一、思_ヒ其ノ恩徳ヲ捨_レテ命ヲ碎_レクニ身ヲ尚不_ニ厭足一、為_レ自_レ為_レ他不_レ可_レカラ有_レル不_レルコト務_メ身、為_レ恩ノ使命_シテ依_リテ義ニ輕者此ノ謂_レ也。我等若_シ一旦隨_ニヒ勅定ニ進_ニメバ此ノ起請一、非_下讚_ニスルニ念仏ノ行法一此ノ時永絶_上スルコト、是_レ永代ノ之耻也、官人奏_ニ聞_シ此ノ由一逆鱗彌_ニ以_テ甚申條奇恠慥可_レシ處ニ死罪ノ之旨一、被_ニ仰下_セ之間、官人重_ニテ誘_ニ住蓮等一云ク、只可_レキ被_レ進_ニメ誓狀一也。為_ニ往生極樂ノ心中ニ称念_シテ非_ニ御制ノ之限一、高声念仏計_リ可_レシ被_ニ停止一也云。住蓮等申_シテ云ク、念仏不_レ可_レカラ申_ス之誓狀忌々シク候。努力不_レ可_ニ思_ヒ寄_一事也。我不_レ愛_ニ身命一但_ニ情_シム無上道一

トコソ、佛ハ説^キ給ケレバ、雖^モ被^レ處^ニ死罪^ニ、全^ク不^レ可^レ及^ニ怠状^ニ也^云。官人不^レシテ及^レ力^ニ一人河原ニ引^キ出シ欲^スノ誅^{セント}之時、住蓮申^{シテ}云ク、何^ソ於^テ一^所不^レ被^レ斬^セ之^ヲ哉。官人ノ云ク勅定也。住蓮云ク、縦^ヒ雖^モ勅定^一今一度於^テ一^處欲^ス申^ニサント念仏^ヲ、官人許^{シテ}具^ニ来^シ安樂房^ヲ兩人始^ニ日中礼讃^ヲ、住蓮房ハ召^{シテ}請^{シテ}安樂房^ヲ助言^{スル}也。道俗成^レ市^ヲ貴賤群集^ス、涙流絞^{レル}袂^ヲ者幾許^リ哉。礼讃ノ漸半ノ至^{リテ}弥陀真色ノ文^ニ、見^ニ西方ノ空中^ヲ、紫雲已^ニ聳^{エリ}、悲喜涙如^シ雨^ノ、嗚咽止^メ礼讃^ヲ、不^レ及^ニ懺悔回向^ニ二人合掌^シ唱^エ最後ノ十念^ヲ待^ニツテ声ノ尽^{キル}打^ツ墜頭^ヲ。墜頭向^ヒ西^ニ、蹲居斬身合掌安坐セリ。見^ル者驚^キ目、聞^ク者彈指^{スル}也³⁶。

このように『十卷伝』になると、『高田本』、『弘願本』の「種々の不思議の事ども」が少し違った方面から記されている。それらは「全て無過無犯の処」であつて、「無実讒奏を致す」結果であることが示されているだけでなく、往生の奇瑞が『勅伝』の記述よりも一層細やかに創作的に記されている。

以上、浄土真宗系の法然上人各伝にみられる建永の法難についてみてきた。浄土真宗系では、法難の原因について「小御所の女房」との密通事件から出発していることがわかる。

エ、(I) ⑥ 中間系の法然上人伝

次に、中間系の法然上人伝の系列に属する文献について検討してみよう。

安居院聖覚が著したと伝えられる『十六門記』によると、『拾遺古徳伝』で述べるように不慮の無実を讒訴の罪によつて法然上人は建永二年二月二十七日に流刑に処せられたとあり、続いて「斯乃門弟^{住蓮}不善の咎とて吹毛の讒言³⁷に」よるものである旨を記している。

諸伝にみる建永の法難(一)

また、『正源明義抄』卷六第五によると、

さて上人をば月輪殿の御はからひにて法性寺の小御堂にうつしたてまつり漸らく御逗留あり。上人の御弟子の中に住蓮安樂とて二人あり。⁽³⁸⁾

として、法然上人が清水寺での説戒による官女の出家の結果、流罪が決定したとある。その後、住蓮房と安樂房が高声念仏して内裏のほとりを通った所、使庁の物共が聞きつけて捕えられ、二僧の高慢な態度に役人の心証を害し誅せられる事になった旨を記す上に、住蓮房の辞世の詠を添え、しかも奇瑞の説明を加えている。このように、先に挙げた文献と趣を異にするもので、女人出家と全く関係のないように書いている。

ところが伝隆寛作『法然上人秘伝』下には、

一条今出川左大臣ノ御内松虫鈴虫二人連レテ清水寺ニ参詣シ給ヒケルガ⁽³⁹⁾

として、以下松虫姫・鈴虫姫のことが年令、生い立ちだけでなく、土御門院の両姫に対する懸想のことなどを記し、住蓮房・安樂房の二僧が鹿ヶ谷の草庵で出家を許したのを、あたかも懸想の横取りのように、またそのためにとさらに事件は拡大したと読者に思わせるように書いている。その結果、法然上人は流罪となり、それを当時、馬渕で布教活動をしていた住蓮房が聞き伝え、急いで都に戻り松虫姫・鈴虫姫の出家のことを、

誰人トハ知ラズ住蓮ガ出家ヲバマイラセテ候ナリ。住蓮ガ罪科ニヨリテ忝クモ因果ニアヤマリマシマサヌ上人ニ罪ヲ懸ケ奉ラン事仏身ヨリ血ヲ出スニテ候。⁽⁴⁰⁾

と自首し、ついに馬渕で処刑されることとなり、住蓮房の辞世の詠も添えている。

『法然上人秘伝』の内容からもわかるように、中間系の法然上人伝の系列のものは、『親鸞聖人伝』等に継承さ

れ、また後世、女人往生を強調する説教本、談義本となって世に流布されるようになったと考えられる。自坊である住蓮山安楽寺の寺伝も、『法然上人秘伝』の内容とほとんど同巧異曲というところである。

以上、法然上人各伝に現れた建永の法難における住蓮房・安楽房の処刑の記述を挙げてみた。法難の原因について、浄土宗系では「いかなる事かありけん」「不思議を示して」で出発しているのに対し、浄土真宗系では「小御所の女房」との密通事件から出発しているという相違がみられた。これは、ただ立場上の見解を変えて記述しただけで、専修念仏教団の法難と流罪が自分方の派祖（宗祖）の伝記の記述上、引いては宗学上への影響力の多少の問題であるように思われる。しかし、「火のないところに煙は立たぬ」というように、密通事件については、それに近い素因があったように思われる。そのことを捻頭に置きながら、法然上人の伝記について第一義的な役割をもつといわれる⁽⁴¹⁾（Ⅱ）第三者の系列のものを次にみてみたい。

オ、（Ⅱ）第三者の系列

『皇帝紀抄』には、

（建永二年）二月十八日源空上人^{号法配}流^ス土佐国^ニ、依^ル専修念仏ノ事^ニ也。近日ノ件門弟等充^ニ満^シ世間^ニ寄^セ事^ヲ於念仏^ニ、密^ニ通^ス貴賤并人妻可^レ然^ル之人々女^ト云。〔中略〕且^ク専修念仏ノ子細諸宗殊^ニ鬱^シ申ノ之故也。⁽⁴²⁾

とあるように、建永の法難は、密通事件と諸宗の殊に鬱訟したことが原因であると記している。

また、『明月記』には、建永二年正月二十四日の條に、

専修念仏ノ之輩停止ノ事重^{ネテ}可^ニ宣^下ス云。去比聊^カ有^ル事故^ニ云。⁽⁴³⁾

諸伝にみる建永の法難（一）

とだけ記されているが、平常とは違い、朝廷の中で何やら緊張した空気が醸されていたことが窺える。また、同年二月九日の條によると、

近日只、一向専修ノ之沙汰、被^レ擷取^セ被^ル拷問^セ、非^ズ筆端ノ之所^ニ及^フ。

とあるように、筆端の及ぶところでない拷問にあつてゐることが書かれている。

また『愚管抄』巻六になると、

女犯を好むも魚鳥を食も阿弥陀仏はすこしもとがめ玉は⁽⁴⁵⁾ず。

として、一向専修であれば最後には必ず救済されるのであると云いふらしたので、

院の小御所の女房仁和寺の御むろの御母まじりにこれを信じて、みそかに安楽など云ものよびよせて（中略）夜さへとどめなどする事出きたり、とかく云ばかりなくて終に安楽住蓮頸切られけり。⁽⁴⁶⁾

とあるように、『皇帝紀抄』よりもなお具体的に、『高田本』、『弘願本』よりも一層説明的記述をなしてこの法難の原因を挙げている。

このように建永の法難は、法然上人の伝記類や日記、史論書の中に記されているが、各立場よりそれぞれの見方をしている。しかし、いずれにせよ専修念仏停止の院宣により、法然上人はじめ弟子一統がそれぞれ罪を受けたのである。

六、建永の法難の真相

本稿では建永の法難について、諸伝の記述を照合しつつ検討してきた。前述のように建永の法難（前代未聞の処刑が実行された事件）は、住蓮房・安楽房の密通事件（女犯）が契機となって法然上人はじめ多くの弟子が流罪、処刑となったと考えられるわけであるが、すでに諸論文によって指摘されているように密通事件（女犯）が主因となつて法難が起こつたわけではない。法難（弾圧）の主因は、あくまで専修念仏者の偏執という思想態度にあつたのである。もし密通事件（女犯）が主因と考えるならば、当時、破戒が一般化していた仏教界にあつて、なぜ専修念仏教団だけが対象になつたか、あるいは密通事件（女犯）の当事者以外もなぜ配流されなければならなかつたのかといった問題があろう。

しかし、ここでのいう密通事件（女犯）の内容も諸伝により実にまちまちで、どのような出来事であつたのか、あるいは実際にあつたかどうかさえ不明である。仮に、密通事件（女犯）が事実としてあつたとしても、この密通事件（女犯）が住蓮房と安楽房を張本人とすることも聊か疑問である。なぜなら、念仏を無間とし不俱戴天とまで敵視した日蓮聖人の『念仏無間地獄鈔』には、

南都、山門、三井より度々奏聞を経て法然が選択の邪義、亡国の基たるの旨訴へ申すに依つて、人王八十三氏土御門院の御宇、承元元年二月上旬に専修念仏の張本たる安楽、住蓮等を捕縛へ、忽ちに頭を刎られ畢んぬ。⁴⁶と記されている。もし、両上人に密通事件（女犯）の事実があつたとするならば、このような生易しい言葉では書

かれなかったと考えられるからである。

六時礼讃のはじまりといわれ、安樂房は『選択集』の一部分を執筆するという大役に預かるなど、教線拡張の第一線に立った住蓮房・安樂房が、何か些細な出来事でさえ念仏停止にもっていこうと眼を光らせていた南都北嶺の僧達の動きに敏感でなかったはずはなく、従って行動は慎重であったことだろう。そして、たまたま眼つばに取られた結果がこのような斬首の刑に繋がったのではなからうか。その様子は、前述した『明月記』の二月九日の條にあるように、検非違使庁の取り調べが残酷を極め、おそらく当時の要路の人達から聞いたことで定家自身の目で確認したのではないにしろ、この日記に誌すのに堪えないような拷問であったに違いないのである。住蓮房・安樂房が無実であったからこそ『勅伝』⁽⁴⁹⁾卷三十三に記されているように、両上人が庭上に召されて罪科に問われた時、安樂房は善導大師の文を引いて、我等が修行の姿をみて瞋毒を起す者は永く三途の身を離れることができないと声高らかに言ったので、逆隣がいよいよ盛んになってついに死罪になったのであろう。取り調べが法然上人の専修念仏停止という目的であり、その目的達成のために創りあげられたものであって、専修念仏の信念に燃え盛った法然上人の弟子の中でも、とりわけ豪放我慢な安樂房にあつては身に覚えのない無実の罪に対して反抗的態度を露骨に示し、役人達に生盲闡提と罵ったものであるからいよいよ心証を害し、自白を強調する余り、筆端の及ばない拷問が行なわれたのが建永の法難の真相ではなかったかと考えるのである。

(註)

- (1) 野田憲雄著『住蓮山安樂寺鹿ヶ谷因縁談松虫鈴虫物語』(明治三十二年五月、永田文昌堂刊)をはじめ、『松虫鈴虫物語』(龍谷大学蔵)や、上田秋成著『安樂寺上人伝』などがある。
- (2) 昭和二十七年九月、法然上人伝全集刊行会編。
- (3) 三田全信著『浄土宗史の諸研究』(昭和三十四年一月、光念寺刊)などに詳しい。
- (4) 『大日本地誌大系・近江輿地誌略』下、八五頁(大正四年、同刊行会編)。
- (5) 『新訂増補国史大系・尊卑分脈』第三篇一六三頁(昭和四十八年四月、吉川弘文館刊)。
- (6) 『法然上人伝全集』八七二頁^a。
- (7) 『同右』八七二頁^a。
- (8) 『同右』七九五頁^b。
- (9) 『同右』五〇頁。
- (10) 前掲『浄土宗史の諸研究』二八八頁による。
- (11) 『法然上人伝全集』四四頁。
- (12) 『日本古典文学大系』三十、二七二―二七三頁(昭和三十二年五月、岩波書店刊)。
- (13) 『法然上人伝全集』二二四頁。
- (14) 『昭和新修法然上人全集』三〇九頁。
- (15) 『浄土宗全書』第十七卷四六頁。
- (16) 『法然上人伝全集』八七二頁^a、^b。
- (17) 平雅行稿『建永の法難について』(『日本中世の社会と仏教』所収第三篇八、平成四年十一月、塙書房刊) 参考。
- (18) 以上、前掲平氏の論文二八九―二九〇頁より引用。
- (19) 『法然上人伝全集』二〇七頁。
- (20) 『勅伝』卷三十一(『法然上人伝全集』二〇七―二〇八頁) 参照。
- (21) 『増補史料大成』三一、八六頁^a、^b。

諸伝にみる建永の法難(一)

- (22) 【同右】三一、九六頁b―九七頁a。
- (23) 【昭和定本日蓮聖人遺文】二二六七頁。
- (24) 【九卷伝】卷六上【法然上人伝全集】四二二頁、【善導寺本】卷三【同】四八五頁。
- (25) 【法然上人伝全集】四二二頁b。
- (26) 【同右】四八五頁。
- (27) 【同右】五〇五頁a。
- (28) 【同右】五六六頁a。
- (29) 【同右】二二四―二二五頁。
- (30) 【弘願本】には「重蓮」とある。
- (31) 【弘願本】には「式人はやがて」とある。
- (32) 【弘願本】には「三月」とある。
- (33) 【法然上人伝全集】五一五頁b。
- (34) 【同右】五三九頁b。
- (35) 【同右】六二八頁a―b。
- (36) 【同右】七〇六頁b―七〇七頁b。
- (37) 【同右】八〇四頁b。
- (38) 【同右】八七二頁a。
- (39) 【浄土宗全書】第十七卷四二頁a。
- (40) 【同右】第十七卷四六頁a。
- (41) この点について田村圓澄氏は、「室町時代以前の成立にかかる法然伝は、十五種ほど現存しているが、すべて伝記作者に共通な立場の一つは、如来そのもの乃至は如来の応現としての法然を描くことに終始し、他面、人間としての法然を描かなかったことである。(中略)『玉葉』や『三長記』、『明月記』あるいは『愚管抄』などに現れる法然の記事は、法然研究にとって第一義的な役割を果たすであろう。これらの記事は、『源空私日記』以下の法然伝を補足するのみならず、法然像の史的考察においては、かえって偶像としての法然を描く多くの法然伝に対して、修正する立場にすらあるからである」と述べている。【法然上人伝の研究】十四―十五頁。

- (42) 『法然上人伝全集』九七三頁b。
- (43) 『同右』九六八頁a。
- (44) 『同右』九六八頁a。
- (45) 『同右』九七五頁b。
- (46) 『同右』九七五頁b、九七六頁a。
- (47) 註(17)の平氏の論文など参照。
- (48) 『法然上人伝全集』九七七頁b、九七八頁a。
- (49) 『同右』二二四頁。